

千歳市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、千歳市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 申請者は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経産省・国交省・環境省告示第118号）の規定による都市の低炭素化の促進及び緑地の保全を行うため、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 申請者が次の各号に定められている区域に、低炭素建築物の新築等を行おうとする場合は、当該各号の制限等の内容に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の緑地保全地域が定められた区域

イ 都市緑地法第12条第1項の特別緑地保全地区が定められた区域

ウ 都市緑地法第34条第1項の緑化地域が定められた区域

エ 都市緑地法第45条第1項の緑地協定が定められた区域

オ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区が定められた区域

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の建築協定が定められた区域

(2) 申請者が都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等を行おうとするものでないこと。

(事前審査)

第3条 申請者は、市長に都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「法施行規則」という。）第41条の低炭素建築物新築等計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関に対し計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し計画に係る技術的審査を依頼し、当該登録住宅性能評価機関又は当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関から低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（第1号様式。以下次項において「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の適合証は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合することを証するものとする。

(認定申請)

第4条 申請者は、法第53条第1項の規定による認定を申請する場合は、法施行規則第41条の認定申請書の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に併せて法第54条第2項の規定による申し出を行おうとする場合は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申し出の際に建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、建築基準法第77条の35の5第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第5条 申請者は、前条第1項の申請の際に法施行規則第41条の図書及び次に掲げる図書を提出するものとする。

(1) 第3条第1項の適合証

(2) その他市長が必要と認めるもの

(認定通知)

第6条 市長は、第4条第1項の申請があった場合において、法第54条第1項の規定により計画の認定をしたときは、法施行規則第43条第1項の規定により同条第2項の低炭素建築物新築等計画認定通知書（以下「認定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

(変更認定申請)

第7条 前条の認定を受けた申請者は、法第55条第1項の規定による計画の変更を行おうとする場合は、法施行規則第45条の低炭素建築物新築等計画変更認定申請書の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条、第3条、第4条第2項及び第3項、第5条、第6条について準用する。この場合において、第3条第1項中「第41条の低炭素建築物新築等計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）」とあるのは「第45条の低炭素建築物新築等計画変更認定申請書（以下「変更認定申請書」という。）」と、第4条第2項中「前項の申請に併せて法第54条第2項」とあるのは「第7条第1項の申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項」と、第5条中「前条第1項の申請の際に法施行規則第41条」とあるのは「第7条第1項の申請の際に法施行規則第45条」と、第6条中「第4条第1項」とあるのは「第7条第1項」と、「法第54条第1項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第1項」と、「法施行規則第43条第1項の規定により同条第2項の低炭素建築物新築等計画認定通知書（以下「認定通知書」という。）」とあるのは「法施行規則第46条の低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（以下「変更認定通知書」という。）」と読み替えるものとする。

(取下げ届)

第8条 申請者は、第4条第1項又は第7条第1項の申請について第6条の認定を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、取下げ届(第2号様式)1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第9条 法第54条第1項の認定建築主(第6条の認定を受けた申請者をいう。以下同じ。)は、同条の認定を受けた計画の建築を取りやめる場合は、取りやめ届(第3号様式)の正本1部及び副本1部並びに第6条の認定通知書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取りやめ届受理後、当該届の副本1部及び第6条の認定通知書を認定建築主に返却するものとする。

(完了報告等)

第10条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了した場合は、当該計画に従って建築工事が完了した旨を建築士が確認した後、速やかに工事完了報告書(第4号様式)1部を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、市長から法第56条の規定による報告を求められた場合は、認定低炭素建築物新築等計画状況報告書(第5号様式)1部を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第11条 市長は、第4条第1項又は第7条第1項の申請があった場合において、当該申請の計画が法第54条第1項に規定する基準に適合しないと認めるときは、当該計画の認定をしないものとし、認定しない旨の通知書(第6号様式)を申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第12条 市長は、法第57条の規定による改善命令を行う場合は、改善命令書(第7号様式)により認定建築主に命ずるものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第58条の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消通知書(第8号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。